第 80 号

令和2年度徳島県病院事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和2年度徳島県病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和2年度徳島県病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

						(補正前)	(補正後)
(2)	年	間	患	者	数		
		入			院	213, 890人	182,060人
		外			来	247, 617人	230, 271人
(3)	1	日 平	均	患者	数		
		入			院	586人	499人
		外			来	1,019人	947人

(4) 主要な建設改良事業

医療器械及び備品購入費 1,278,690千円 1,534,065千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収	入			
第1款 病 院 事 業 収 益		25, 267, 444千円	1,675,222千円	26,942,666千円
第1項 医 業 収 益		20,946,593千円	△947,883千円	19,998,710千円
第2項 医 業 外 収 益		4, 320, 851千円	△490,044千円	3,830,807千円
第3項 特 別 利 益			3, 113, 149千円	3, 113, 149千円
支	出			
第1款 病 院 事 業 費 用		25, 675, 473千円	1,005,066千円	26, 680, 539千円

24, 474, 868千円	△465,620千円	24, 940, 488千円	用	費	業	医	第1項
1,355,671千円	620,686千円	734, 985千円	用	外費	業	医	第2項
850,000千円	850,000千円		失	損	別	特	第3項

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,058,486千円」を「不足する額1,056,729千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,908千 円及び過年度分損益勘定留保資金1,053,578千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,849千円及び過年度分損益勘定留保資金1,052,880 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科	目)		(既決予定額)	(補正予定額)	
	収	入			
第1款 資 本	的 収 入		7, 359, 454千円	257, 132千円	7,616,586千円
第1項 企	業	主	1,528,000千円	△92,000千円	1,436,000千円
第2項 負	担	金	829, 256千円	23, 243千円	852, 499千円
第4項 補	助	金	2, 198千円	325,889千円	328,087千円
	支	出			
第1款 資 本	的 支 出		8,417,940千円	255, 375千円	8,673,315千円
第1項 建 影	改 良 夏	男	1,617,119千円	255, 375千円	1,872,494千円
(企業債)					

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

1 変 更

	‡ 7	佳	0	Ħ	ń/n		限	厚	吏	額	
	Æ <u>L</u>	俱	V)	Ħ	的	補	正	前	補	正	後
)	病院整備事業							千円 1,528,000			1,436,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)

(既決予定額)

(補正予定額)

(計)

(1) 職 員 給 与 費

12, 252, 316千円

151,772千円 12,404,088千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 予算第8条中「5,740,000千円」を「6,200,000千円」に改める。

令和3年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 81 号

令和2年度徳島県電気事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和2年度徳島県電気事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和2年度徳島県電気事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(補正前) (補正後)

(1) 供給電力量 水力発電所 329,800,000 k W h 346,189,157 k W h

太陽光発電所 4,677,000 k W h 5,469,906 k W h

(2) 建設改良工事 既設設備改良工事 798,616千円 593,398千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入		
第1款 事	業 収 益	3,909,490千円	90,684千円	4,000,174千円
第1項 営	業 収 益	3,900,159千円	90,881千円	3,991,040千円
第2項 財	務 収 益	3,411千円	△495千円	2,916千円
第3項 事	業外収益	5,920千円	298千円	6,218千円
	支	出		
第1款 事	業 費 用	3,680,327千円	44,461千円	3,724,788千円
第1項 営	業費用	3,561,866千円	△27,948千円	3,533,918千円
第3項 事	業外費用	113,459千円	72,409千円	185,868千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額514,402千円」を「不足する額308,818千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額72,510千円、 建設改良積立金354,560千円、水素エネルギー等導入加速積立金40,000千円及び過年度分損益勘定留保資金47,332千円」を「当年度分消費税及び地方消費税

資本的収支調整額83,644千円、建設改良積立金185,174千円及び水素エネルギー等導入加速積立金40,000千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次の とおり補正する。 (科 (計) (既決予定額) (補正予定額) 目) 灯 入 第1款資本的収入 324. 314千円 366千円 324.680千円 第1項 固定資産売却代 1,014千円 △54千円 960千円 第4項 補 助 420千円 420千円 支 出 第1款 資本的 支出 838.716千円 △205, 218千円 633.498千円 第1項建設改良費 798, 616千円 △205, 218千円 593,398千円 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費) 第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。 (既決予定額) (補正予定額) (計) (科 目) (1) 職 員 給 与 費 1.050.390千円 2.152千円 1.052.542千円 令和3年2月18日提出 飯泉 徳島県知事

第 82 号

令和2年度徳島県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和2年度徳島県工業用水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和2年度徳島県工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補正前)	(補正後)		(補正前)	(補正後)
(1) 給水事業所数	33	35	阿南工業用水道	11	13
(4) 建設改良工事			吉野川北岸工業用水道改良工事	740, 275千円	560,904千円
			阿南工業用水道改良工事	31,329千円	30,815千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	
	収	入		
第1款 事	業 収 益	1,243,555千円	△10,999千円	1,232,556千円
第1項 営	業 収 益	1, 185, 427千円	△10,969千円	1,174,458千円
第2項 営	業外収益	58, 128千円	△30千円	58,098千円
	支	出		
第1款 事	業 費 用	1, 197, 125千円	△107, 343千円	1,089,782千円
第1項 営	業 費 用	1,142,071千円	△80,763千円	1,061,308千円
第2項 営	業外費用	55,054千円	△26,580千円	28,474千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額431,420千円」を「不足する額284,590千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額66,030千円 及び過年度分損益勘定留保資金365,390千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額52,683千円、減債積立金118,000千円及び過年度分損益勘 定留保資金113,907千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

						60
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定	額)		(計)	
収						
第1款 資 本 的 収 入	525, 231千円	△33, 055千	一円	4	92, 176千円	
第1項 固定資産売却代	1千円	△1刊	一円		0千円	
第4項 そ の 他 収 入	46,930千円	△33, 054刊	一円		13,876千円	
支	1					
第1款 資 本 的 支 出	956,651千円	△179, 885 1	一円	7	76,766千円	
第1項 建 設 改 良 費	771,604千円	△179, 885千	一円	5	91,719千円	
(議会の議決を経なければ流用することのでき	ない経費)					
第5条 予算第6条に定めた経費の金額を次のと	こおり補正する。					
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定	額)		(計)	
(1) 職 員 給 与 費	250,061千円	△42, 396 1	一円	2	07,665千円	
令和3年2月18日提出	1 1					
		徳島県知事	飯	泉	嘉	門

第 83 号

令和2年度徳島県駐車場事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和2年度徳島県駐車場事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和2年度徳島県駐車場事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(補正前) (補正後)

(2) 建 設 改 良 工 事 既設設備改良工事 179,851千円 162,854千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科	目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(青†)
	収	入			
第1款 事	業 収 益		103,839千円	△56, 263千円	47,576千円
第1項 営	業 収 益		103,050千円	△56, 240千円	46,810千円
第2項 営	業 外 収 益		789千円	△23千円	766千円
	支	出			
第1款 事	業 費 用		102,572千円	△10,610千円	91,962千円
第1項 営	業費用		102,571千円	△10,610千円	91,961千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額179,086千円」を「不足する額162,149千円」に、「過年度分損益勘定留保資金179,086千円」を「過年度分損益勘 定留保資金162,149千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

 (科
 目)
 (既決予定額)
 (補正予定額)
 (計)

 収
 入

 第1款 資本的収入
 765千円
 △60千円
 705千円

 第1項 固定資産売却代
 765千円
 △60千円
 705千円

62 支 出 第1款 資 本 的 支 出 179,851千円 △16,997千円 162,854千円 第1項建設改良費 179,851千円 △16,997千円 162,854千円 令和3年2月18日提出 徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 84 号

令和2年度徳島県流域下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和2年度徳島県流域下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和2年度徳島県流域下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(補正前) (補正後)

(2) 年間総処理水量 2,205,000㎡ 1,963,000㎡

(3) 1 日平均処理水量 6,041㎡ 5,378㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科	目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入			
第1款 事	業 収 益		998,966千円	△37,227千円	961,739千円
第1項 営	業 収 益		306,577千円	△22, 239千円	284, 338千円
第2項 営	業外収益		692, 389千円	△14,988千円	677, 401千円
	支	出			
第1款 事	支 業 費 用	出	998, 966千円	△37, 364千円	961,602千円
第1款 事 第1項 営		出	998, 966千円 859, 346千円	△37, 364千円 △22, 239千円	961, 602千円 837, 107千円
	業 費 用	出			
第1項 営	業 費 用 業 費 用	出	859, 346千円	△22, 239千円	837, 107千円

(特例的収入及び支出)

第4条 予算第4条の2中「30,871千円及び35,298千円」を「30,324千円及び34,537千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)

(既決予定額)

(補正予定額)

(計)

(1) 職 員 給 与 費

17,919千円

2,561千円

20,480千円

(他会計からの補助金)

第6条 予算第8条中「354,772千円」を「339,778千円」に改める。

令和3年2月18日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門